

古平町地域防災計画

(地震・津波防災計画編)

令和 7 年 4 月

古平町防災会議

用 語 例

本計画で使用する用語等は次表による。

標 記	説 明
基 本 法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
救 助 法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）
町 防 災 会 議	古平町防災会議
本 部 長	古平町災害対策本部長
町 防 災 計 画	古平町地域防災計画
道 防 災 計 画	北海道地域防災計画
防 災 関 係 機 関	町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。）、町を警備区域とする陸上自衛隊、町の区域内の消防機関並びに町の地域において業務を行う指定公共機関（同条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。）
防災会議構成機関	古平町防災会議条例に定める委員を構成する機関
災 害 予 防 責 任 者	基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災 害 応 急 対 策 実 施 責 任 者	基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
複 合 災 害	同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

〔目 次〕

地震・津波防災計画編

第1章 総 則	501
第1節 計画策定の目的.....	501
第2節 計画の性格.....	501
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項.....	501
第4節 計画の基本方針.....	501
第5節 古平町の地形、地質及び社会的現況.....	503
第6節 町及びその周辺における地震の発生状況.....	503
第7節 町における地震の想定.....	504
第8節 震災に対する調査結果の活用.....	510
第2章 災害予防計画	511
第1節 町民の心構え.....	511
第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画.....	515
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発.....	519
第4節 防災訓練計画.....	521
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画.....	521
第6節 相互応援（受援）体制整備計画.....	521
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画.....	521
第8節 避難体制整備計画.....	522
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画.....	526
第10節 津波災害予防計画.....	527
第11節 火災予防計画.....	530
第12節 危険物等災害予防計画.....	530
第13節 建築物等災害予防計画.....	531
第14節 土砂災害予防計画.....	533
第15節 液状化災害予防計画.....	533
第16節 積雪・寒冷対策計画.....	533
第17節 業務継続計画の策定.....	534
第18節 複合災害に関する計画.....	535
第3章 災害応急対策計画	536
第1節 応急活動体制.....	536
第2節 地震・津波情報の伝達計画.....	537
第3節 災害情報等の収集、伝達計画.....	546
第4節 災害広報・情報提供計画.....	547
第5節 避難対策計画.....	548
第6節 救助救出計画.....	549

第7節 地震火災等対策計画	550
第8節 津波災害応急対策計画	552
第9節 災害警備計画	553
第10節 交通応急対策計画	553
第11節 輸送計画	553
第12節 航空機及び無人航空機活用計画	553
第13節 食料供給計画	554
第14節 給水計画	554
第15節 衣料・生活必需物資供給計画	554
第16節 石油類燃料供給計画	554
第17節 生活関連施設対策計画	555
第18節 医療救護計画	556
第19節 防疫計画	556
第20節 廃棄物処理等計画	556
第21節 家庭動物対策計画	556
第22節 文教対策計画	556
第23節 住宅対策計画	556
第24節 被災建築物安全対策計画	557
第25節 被災宅地安全対策計画	559
第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	559
第27節 障害物除去計画	559
第28節 広域応援・受援計画	559
第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	559
第30節 防災ボランティアとの連携計画	559
第31節 災害義援金募集（配分）計画	560
第32節 災害救助法の適用と実施	560
第4章 災害復旧・被災者援護計画	561
第1節 災害復旧計画	561
第2節 被災者援護計画	561
第3節 災害応急金融計画	561

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、古平町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民をはじめ観光客や外国人等、古平町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「古平町地域防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、古平町防災会議が作成する。

なお、本計画に定められていない事項については、古平町地域防災計画（一般災害防災計画編）による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

一般災害防災計画編「第1章 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項」を準用する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定め、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行う。

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害防災計画編「第1章 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業所の基本的責務

一般災害防災計画編「第1章 第6節 住民及び事業者の基本的責務等」を準用する。

第5節 古平町の地形、地質及び社会的現況

一般災害防災計画編「第2章 第1節 自然条件」を準用する。

第6節 町における震度の観測状況

「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では小樽市で震度5を観測し、本町でも住家等の大きな被害があった。その後、大きな震度は観測していないが、震度3～2を度々観測している。

町の主な震度の観測歴は、次のとおりである。

図表 町の主な震度の観測歴

地震発生日時	震度	震源地 (M：マグニチュード)	被害記録
平成5年 7月12日 22：17	5 (小樽市)	北海道南西沖 M：7.8	住家被害 15 水産被害 (ソイ養殖施設) 01
平成15年 9月26日 04：50	3	十勝沖 M：8.0	
平成15年 9月26日 06：08	3	十勝沖 M：7.1	
平成16年 11月29日 03：32	2	釧路沖 M：7.1	
平成16年 12月6日 23：15	2	釧路沖 M：6.9	
平成16年 12月14日 14：56	2	留萌地方南部 M：6.1	
平成17年 12月13日 06：01	2	北海道南西沖 M：5.5	
平成20年 9月11日 09：20	2	十勝沖 M：7.1	
平成22年 3月30日 10：02	2	北海道南西沖 M：5.8	
平成23年 3月11日 14：46	2	三陸沖 M：9.0	
平成23年 3月11日 15：08	2	岩手県沖 M：7.4	
平成24年 8月25日 23：16	2	十勝地方南部 M：6.1	
平成25年 2月2日 23：17	2	十勝地方南部 M：6.5	
平成28年 1月14日 12：25	2	浦河沖 M：6.7	
平成30年 9月6日 03：07	3	胆振地方中東部 M：6.7	
平成31年 2月21日 21：22	2	胆振地方中東部 M5.8	
平成31年 4月28日 02：24	2	十勝地方南部 M5.6	
令和5年 6月11日 18：54	2	苫小牧沖 M6.2	

※ 震度2以上の地震を記載（令和7年2月28日現在）

資料：地域防災計画、気象庁（震度観測点：古平町浜町 平成14年7月29日～）

第7節 町における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸型地震である。

道では既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

また、道では減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、24地震54断層モデルを選定し、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定算定を行った。

上記の調査結果より、本町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、日本海東縁部付近で発生する海溝型地震が挙げられる。日本海東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域は歴史的に大地震が知られておらず、太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。これらのなかで特に大きな被害をもたらす「北海道南西沖地震」と「留萌沖の地震」を想定し、地震被害を予測する。この2つの想定地震の概要は、次のとおりである。

1 北海道南西沖地震

北海道南西沖では、1993年にM7.8の「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。本町の地表における震度（評価単位最大）は5.7。

2 留萌沖の地震

留萌沖では、1947年にM6.7の地震が起きている。また、1792年後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。本町の地表における震度（評価単位最大）は6.5（震度7）。

第2 地震による被害の予測

北海道南西沖地震、留萌沖の地震のうち、本町に最も大きな被害をもたらす想定は留萌沖の地震である。

そのなかでも道の「平成28年度地震被害想定調査結果」によると、冬期の早朝5時に発生した場合において、人的被害が最大になるとされている。

被害想定項目ごとの最大値については以下のとおり。

別表 古平町の被害想定項目毎の最大被害となる地震（「平成28年度地震被害想定調査結果」より）

地震被害想定項目		最大被害の想定地震	被害の最大値	備考
(1)地震動	地表における震度	留萌沖 N225No_2	6.5 （震度7）	
(4)建物被害の想定	全壊棟数	留萌沖 N225No_2 (PT1)	84 棟	
	半壊棟数	留萌沖 N225No_2 (PT1)	211 棟	
(5)火災被害の想定	焼失棟数	留萌沖 N225No_2 (PT3)	1 棟	
(6)人的被害の想定	死者数	留萌沖 N225No_2 (PT1)	3 人	
	重傷者数	留萌沖 N225No_2 (PT1)	5 人	
	軽傷者数	留萌沖 N225No_2 (PT1)	34 人	
	避難者数	留萌沖 N225No_2 (PT3)	1,002 人	
(7)ライフラインの被害	上水道の被害箇所数	留萌沖 N225No_2	53 箇所	
	上水道の断水人口（1日後）	留萌沖 N225No_2	2,743 人	
	下水道の被害延長	留萌沖 N225No_2	3.1 km	
	下水道の機能支障人口	留萌沖 N225No_2	336 人	
(8)交通施設被害の想定	主要な道路の被害箇所数	留萌沖 N225No_2	1 箇所	
	橋梁(15m以上)の不通箇所	留萌沖 N193No_1	0 箇所	※0.5箇所未満
	橋梁(15m以上)の通行支障箇所	留萌沖 N193No_1	0 箇所	※0.5箇所未満

第3 北海道における想定地震津波（※北海道が行った平成28年度津波シミュレーション及び被害想定調査より）

北海道は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

今後は平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、津波浸水想定の見直しに取り組んでいくものとしている。

なお、本計画における本町の津波被害想定は、平成28年度に実施した日本海沿岸における津波シミュレーション及び被害想定調査結果をもとに行う。

1 津波浸水想定の設定

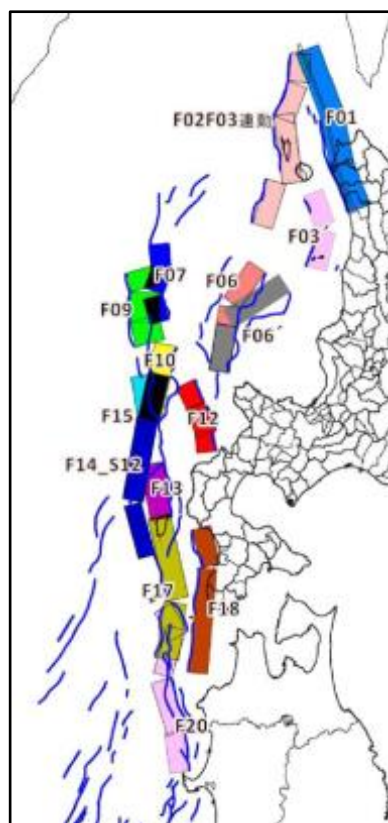
道は、北海道日本海沿岸に影響を及ぼす津波の浸水予測については、平成22年3月に設定しているが、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査など科学的根拠に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定することとし、津波浸水予測図の点検・見直しを進めてきた。見直しにあたっては、北海道立総合研究機構地質研究所が平成24年度から平成25年度に実施した津波堆積物調査の結果を踏まえ、国が公表した津波断層モデルを基本としながらも、道としては

「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」による津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で、津波断層モデルを設定し、平成28年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

設定した津波断層モデルの配置図については、下図のとおり。

今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。

図表 日本海沿岸津波浸水想定に係る津波断層モデル



2 町において想定される地震津波

本町において想定される地震津波は、上図の断層モデルのうち、F06断層、F06'断層、F10断層、F12断層、F14_S12断層、F15断層の地震である。

想定地震津波の概要及び、本町への津波の影響開始時間、津波第一波の到達時間及び津波水位、最大津波の最大波到達時間及び津波水位、海岸線の津波水位、最大遡上高は次のとおりである。

(1) F06断層モデルにおける地震

留萌沖の沖側の断層であり、小平町、留萌市、増毛町などの留萌地方で10mを超える津波のほか、積丹町においては15m以上の津波が到達する。この断層モデルにおける津波影響開始時間（±20cm）が最も早い場所は、積丹町で7分前後となる。なお、本町における津波の影響開始時間、津波第一波の到達時間及び津波水位、最大津波の最大波到達時間及び津波水位、海岸線の水位、最大遡上高は次のとおりである。

図表 F06断層モデルにおける地震

項 目	±0.2m	津波第一波	最大津波	海岸線の津	最大遡上高
-----	-------	-------	------	-------	-------

地 点	津波影響時間 (分)	津波第一波到達時間 (分)	津波水位 (T.P.m)	最大波到達時間 (分)	津波水位 (T.P.m)	波水位 (T.P.m)	(T.P.m)
古平川河口	15.5	19.1	3.6	19.1	3.6	4.4	4.3
古 平 漁 港	14.9	18.1	2.9	18.1	2.9	3.9	3.9

(2) F06 断層モデルにおける地震

留萌沖の沿岸側の断層であり、石狩市において 18m を超える津波が到達するほか、積丹町においては 15m を超える津波が到達する。この断層モデルにおける津波影響開始時間 (±20cm) が最も早い場所は、積丹町で 7 分前後となる。なお、本町における津波の影響開始時間、津波第一波の到達時間及び津波水位、最大津波の最大波到達時間及び津波水位、海岸線の水位、最大遡上高は次のとおりである。

図表 F06 断層モデルにおける地震

項 目 地 点	±0.2m	津波第一波		最大津波		海岸線の津波水位 (T.P.m)	最大遡上高 (T.P.m)
	津波影響時間 (分)	津波第一波到達時間 (分)	津波水位 (T.P.m)	最大波到達時間 (分)	津波水位 (T.P.m)		
古平川河口	14.9	19.2	3.4	19.2	3.4	4.3	4.2
古 平 漁 港	14.4	18.2	2.8	18.2	2.8	3.8	3.9

(3) F10 断層モデルにおける地震

神威岬沖の断層であり、神恵内村、積丹町において 20m クラスの津波が到達する。この断層モデルにおける津波影響開始時間 (±20cm) が最も早い場所は、神恵内村で 7 分前後となる。なお、本町における津波の影響開始時間、津波第一波の到達時間及び津波水位、最大津波の最大波到達時間及び津波水位、海岸線の水位、最大遡上高は次のとおりである。

図表 F10 断層モデルにおける地震

項 目 地 点	±0.2m	津波第一波		最大津波		海岸線の津波水位 (T.P.m)	最大遡上高 (T.P.m)
	津波影響時間 (分)	津波第一波到達時間 (分)	津波水位 (T.P.m)	最大波到達時間 (分)	津波水位 (T.P.m)		
古平川河口	25.0	28.6	1.6	40.4	3.0	3.8	3.8
古 平 漁 港	25.0	25.8	1.2	42.9	2.2	3.0	3.4

(4) F12 断層モデルにおける地震

島牧村の沖合の断層であり、蘭越町、神恵内村、積丹町において 10m を超える津波が到達する。この断層モデルにおける津波影響開始時間 (±20cm) が最も早い場所は、岩内町で 3 分前後となる。なお、本町における津波の影響開始時間、津波第一波の到達時間及び津波水位、最大津波の最大波到達時間及び津波水位、海岸線の水位、最大遡上高は次のとおりである。

図表 F12 断層モデルにおける地震

項 目 地 点	±0.2m	津波第一波		最大津波		海岸線の津 波水位 (T. P. m)	最大遡上高 (T. P. m)
	津波影響時 間 (分)	津波第一波到達 時間 (分)	津波水位 (T. P. m)	最大波到達時 間 (分)	津波水位 (T. P. m)		
古平川河口	25.0	28.4	1.2	49.7	1.6	2.9	2.8
古 平 漁 港	24.7	25.6	1.0	47.6	2.1	2.6	2.8

(5) F14_S12 断層モデルにおける地震

北海道南西沖の断層であり、島牧村、せたな町、奥尻町、神恵内村で 20m を超える津波が到達するなど、後志地方、檜山地方のほとんどの沿岸部において津波の影響を受けることが予想される。この断層モデルにおける津波影響開始時間 (±20cm) が最も早い場所は、島牧村で 1 分前後となる。なお、本町における津波の影響開始時間、津波第一波の到達時間及び津波水位、最大津波の最大波到達時間及び津波水位、海岸線の水位、最大遡上高は次のとおりである。

図表 F14_S12 断層モデルにおける地震

項 目 地 点	±0.2m	津波第一波		最大津波		海岸線の津 波水位 (T. P. m)	最大遡上高 (T. P. m)
	津波影響時 間 (分)	津波第一波到達 時間 (分)	津波水位 (T. P. m)	最大波到達時 間 (分)	津波水位 (T. P. m)		
古平川河口	27.9	28.1	1.5	41.1	2.6	3.2	3.2
古 平 漁 港	27.0	28.3	1.2	43.0	2.1	2.6	2.7

(6) F15 断層モデルにおける地震

北海道南西沖の断層であり、島牧村、せたな町、奥尻町、神恵内村で 20m を超える津波が到達するなど、後志地方、檜山地方のほとんどの沿岸部において津波の影響を受けることが予想される。この断層モデルにおける津波影響開始時間 (±20cm) が最も早い場所は、島牧村で 1 分前後となる。なお、本町における津波の影響開始時間、津波第一波の到達時間及び津波水位、最大津波の最大波到達時間及び津波水位、海岸線の水位、最大遡上高は次のとおりである。

図表 F15 断層モデルにおける地震

項 目 地 点	±0.2m	津波第一波		最大津波		海岸線の津 波水位 (T. P. m)	最大遡上高 (T. P. m)
	津波影響時 間 (分)	津波第一波到達 時間 (分)	津波水位 (T. P. m)	最大波到達時 間 (分)	津波水位 (T. P. m)		
古平川河口	28.2	29.8	2.2	42.1	3.3	5.0	4.9
古 平 漁 港	28.2	28.4	1.7	44.2	3.0	3.9	4.1

3 津波による被害の予測 (平成 21 年度)

北海道が行った想定地震津波による本町の被害想定は以下のとおりである。

なお、人的被害想定は季節や時間帯によって人口分布が異なることから、在宅人口が最も多い冬の夜間と海水浴客や海岸付近の人口が多い夏の昼間の人口分布を想定ケースとした。

図表 津波被害の予測

想 定 項 目	想 定 地 震	北海道北西沖 (沖側) の地震	北海道北西沖 (沿岸) の地震	留萌沖の地震
	避 難 意 識	低い	低い	低い
	構造物による効果	なし	なし	なし
建 物 被 害 (単位：棟)	全 壊	6	12	0
	半 壊	26	18	21
	床 上	9	18	17
	床 下	45	49	0
人 的 被 害 (夏季) (単位：人)	死 者 数	10	10	20
	重 傷 者 数	13	17	9
	中 等 傷 者 数	31	42	23
人 的 被 害 (冬季) (単位：人)	死 者 数	1	1	2
	重 傷 者 数	1	1	1
	中 等 傷 者 数	3	3	2
道 路 被 害	被 害 延 長 (単位：km)	6.29	7.27	3.83
	区 間 (単位：区間)	33	36	21
ライフライン (単位：箇所)	上 水 道	0	0	0
	下 水 道	0	0	0
	ガ ス	0	0	0
	電 力	0	0	0
	電 話	0	0	0

※ 表に示した人的被害想定結果は、避難意識が低い、構造物条件なしの想定ケースの最大値を表示している。
 なお、構造物条件なしは、地震動あるいは津波により沈下や破壊などの大きな被害を受け全く機能しない最悪のシナリオを想定したケースである。

第8節 震災に対する調査結果の活用

町は、道が実施する震災に対する調査研究並びに中央防災会議の検討結果などを注視し、これらの調査研究結果をもとに、本町における立地環境などから、測地的、具体的な見地から、震災に対する町民防災行動について検討を加える。

町は、地域コミュニティの実情や、季節的な交通状況などを勘案し、適時、適切、適格の「三適」の遂行を実践するため、サイクルマネジメントの考え方に沿って、柔軟な防災活動を展開する。

そのため、町は、道をはじめとする関係機関が実施する調査研究結果を有効に活用した地域防災活動を推進する。

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業所は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

第1節 町民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 崖崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火せず、揺れが収まってから消火する。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (5) 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- (6) 山崩れ、崖崩れ、津波、浸水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (8) みんなが協力しあって、応急救護を行う。

- (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等の重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火せず、揺れが収まってから消火する。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (4) 正確な情報を入手すること。
- (5) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (6) エレベーターの使用は避けること。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3 集客施設でとるべき措置

- 1 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- 2 あわてて出口・階段等に殺到しないこと。
- 3 吊り下がっている照明等の下からは退避すること。

第4 屋外でとるべき措置

- 1 ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- 2 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- 3 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど、周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。（「第3章 第5節 避難対策計画」を参照）

第6 津波に対する心得

1 住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して、最大限の避難等の防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される大津波警報、津波警報、津波注意報の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (9) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (10) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - ① 津波到達時間まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する
 - ② 津波到達時間まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒をゆるめず、海浜等に近づかない。

3 漁業地域関係者

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾など、骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など、防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 3 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び防災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町、道及び国は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 町、道及び国は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- 4 町及び道は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- 6 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 7 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 8 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、家具の転倒防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 9 町、道及び国は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
特に、3次医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- 4 町、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 液状化対策

- 1 町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- 3 町、道及び国は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれがあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために、必要な備えを行う。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコ

プターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど、環境整備に努める。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 町は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、町を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、その整備を重点的・計画的に進める。
- 2 計画対象事業（※事務局で実際の対象事業に修正）

町に関連する対象事業は次のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校（前期課程）、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- (8) 砂防設備、森林保安施設、地滑り等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- (9) 地域防災拠点施設
- (10) 防災無線施設、設備
- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 2 道及び国は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、必要に応じ、津波浸水想定を見直す。
- 3 町、道及び国は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 4 町及び道は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。

- 5 町及び道は、地域防災計画，都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 6 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第12 漁港整備計画の推進

漁港整備計画で震災等の大規模な災害において、古平地区が孤立化した場合、陸上輸送が困難となることを考慮して、-5.0m岸壁（耐震）を緊急支援物資運搬船が接岸できる整備を行う。

また、漁業活動の持続性を確保するため、-3.5m岸壁を整備する。

当地区は災害に強い漁業地域づくり事業に基づき整備を行うこととしている。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりのなかで、防災に関する教育の普及推進を図る。

本節は、一般災害防災計画編「第4章 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 町、道及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 町、道及び防災関係機関は、住民に対し次による防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 災害時要配慮者への対応
- ス 各防災関係機関が行う地震・津波災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- 3 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

本節については、一般災害防災計画編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、一般災害防災計画編「第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、一般災害防災計画編「第4章 第4節 相互応援体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、一般災害防災計画編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりとする。その他の内容については、一般災害防災計画編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用する。

第1 指定緊急避難場所の選定・確保及び標識の設置

- 1 町は、地震による大規模火災等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備する。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般記号図を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
また、観光地や昼夜の人口変動が大きい地域にあっては、それらを考慮する。
- 3 沿岸部は、津波警報など避難の必要が予想される警報が発せられた場合に、住民の安全かつ迅速な避難を確保するため、避難時間の短縮・日常生活などを考慮した避難場所及び避難路の指定・整備に努めるとともに、避難場所、避難経路について、住民への周知徹底に努める。
- 4 沿岸部の市街地は、津波から住民の安全を確保するため、地形・標高を考慮した指定緊急避難場所を指定・整備するとともに、施設管理者の協力を得て津波避難ビルなどを指定緊急避難場所として指定・整備に努める。

なお、指定・整備に当たっては、特に災害時避難行動要支援者の避難に十分配慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

また、上記のほか、次の事項に留意する。

- (1) 指定緊急避難場所は、予想される浸水の深さに対する安全性を考慮したものであること。
- (2) 津波の到達が予想される時間内における指定緊急避難場所への到達可能時間を考慮したものであること。

第2 指定避難所の確保及び管理

町は、地震・津波による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失したものを収容するための指定避難所をあらかじめ選定・確保し、整備を図る。

1 指定避難所の選定要件

- (1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域とする。
- (2) 津波、浸水等の被害のおそれがない場所とする。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能な場所とする。
- (4) 地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域を選定する。
- (5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがない建築物を指定する。
- (6) その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所とする。

2 指定避難所の管理

- (1) 指定避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておく。

- (2) 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- (3) 休日・夜間等における指定避難所の開設に支障がないようにしておく。

第3 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の住民への周知

指定緊急避難場所等の指定を行った町は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図る。

1 避難場所等の周知

- (1) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称・所在地
- (2) 避難対象世帯の地区割り
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び避難手段
- (4) 避難時の携行品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
- (2) 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など
- (3) 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

第4 町の避難計画

1 避難計画作成の考え方

町は、住民、特に災害時要配慮者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

また、これら避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努める。

なお、避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。また、災害時避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、災害時避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。

避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

- (1) 緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

- ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
 - カ 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
- ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
- ア 防災無線（戸別受信機を含む。）による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - エ SNS を活用した周知
 - オ 避難誘導者による現地広報
 - カ 住民組織を通じた広報

2 津波避難計画等の作成

町は、避難に関する情報と被災想定等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるとともに、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）の作成に取り組み、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備をする。

3 地域津波避難計画の作成

町と町内会は、海岸地域を以下の5地域に区分し、各地域の津波避難計画を作成する。また、各地域の地形図をもとに、海拔表示や指定緊急避難場所及び逃げ遅れた場合等に避難場所となる地域津波避難場所を示した一次避難路図などを作成し、町民への周知に努める。

- (1) 西部地域
- (2) 浜町地域
- (3) 沢江地域
- (4) 歌棄地域
- (5) 沖町地域

資料編【避難場所】 ・ 地域津波避難計画で指定された地域津波緊急避難場所（資料 35）

4 津波発生時の避難方法

- (1) 避難は、原則として、徒歩により最寄りの指定緊急避難場所に避難する。
- (2) 徒歩で避難することが困難な災害時避難行動要支援者等の避難については、要配慮者や地区の実情を踏まえ、近隣住民と連携した避難を行う。
- (3) 避難先の優先順位
 - ア 津波からの避難は、時間と余力がある限り、十分な待機スペースを備えた指定緊急避難場所（浸水しない場所、避難対象地域外）を目指す。
 - イ 浸水予想地域内の避難については、津波に対する高さ的な安全性と強度があり、十分な待機スペースを備えた指定緊急避難場所又は指定避難所を目指す。
 - ウ 逃げ遅れ等によって身に危険が迫ったときには、身近な津波避難ビルに逃げ込んだり、地区津波避難計画で指定されている地区の避難場所に一時避難し、状況を見て、指定緊急避難場所又は指定避難所に移動する。
 - エ 津波避難ビル等にも避難が困難な場合には、退避避難ではなく、建物内の上層階に移動する垂直避難を行う。

第5 防災上重要な施設の管理者

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期する。
 - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - (2) 避難の経路
 - (3) 患者等の避難方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第6 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定緊急避難場所及び指定避難所における入所者登録などの重要性について、指定緊急避難場所及び指定避難所の担当職員や指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

なお、前記以外の事項については、一般災害防災計画編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用する。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、一般災害防災計画編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

レベル① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

レベル② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として住民等の避難を軸に、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員させる「多重防御」の発想により、町、道及び国の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は津波予測の高精度化の観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定や見直しを行うものとする。

ハード対策として、町、道及び国は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災無線など、住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成や周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進する。道は可能な限り町が行うこれらのことに対し支援を図るものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

町及び道、国等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(1) 海岸保全対策

町及び道、国等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘（※）の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期す。

※ 陸閘（りっこう、りくこう）：河川等の堤防を通常時は生活のため通行できるよう途切れさせてあり、増水時にはそれをゲート等により塞いで、暫定的に堤防の役割を果たす目的で設置された施設

(2) 河川対策

道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

(3) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波の減災による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤、外郭施設の整備事業を実施する。

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への津波警報等の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 町、道及び国等は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図る。

(2) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等、多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

(5) 町

町は、住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

町、道及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して、津波警戒に関する事項についての周知徹底を図る。

(1) 住民に対し、周知を図る事項

「第2章 第1節 町民の心構え 第6 津波に対する心得」を準用する。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

「第2章 第1節 町民の心構え 第6 津波に対する心得」を準用する。

(3) 漁業地域において、周知を図る事項

ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難し、決して漁船や海を見に行かない。また、漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げの方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深おおむね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。

また、一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ 避難判断は独自の判断では行わず、津波特別警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

(4) 津波災害警戒区域

町は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、道から指定された津波災害警戒区域について、津波警戒区域を示したハザードマップ及び指定緊急避難場所等の周知に努める。

津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称・所在地は以下のとおりである。

施設名	住所
まりんはうす ふるびら	古平町大字歌楽町14番地
さわえ寮	古平町大字沢江町21番地

第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害防災計画編「第4章 第10節 消防計画」及び「第8章 第6節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、次のとおりである。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、北後志消防組合火災予防条例に基づく、火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第12節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、一般災害防災計画編「第8章 第5節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のとおりである。

第1 事業者等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、道及び関係機関は、事業者等に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業者等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業者等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業者等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業者等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業者等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業者等への指導の強化

第13節 建築物等災害予防計画

地震・津波災害から建築物等を防ぎよするため、一般災害防災計画編「第4章 第6節 建築物災害予防計画」を準用するほか、次のことを実施する。

第1 建築物の防災対策

1 木造建築物の防火対策の促進

町及び道は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

2 既存建築物の耐震化の促進

町及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

更に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

3 地震・津波ハザードマップや普及パンフレットによる意識啓発

町及び道は、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震・津波ハザードマップや普及パンフレットを作成し、所有者等への普及・啓発を図るとともに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努める。

4 緊急輸送路及び避難路確保のための沿道建築物の耐震化

町及び道は、倒壊の危険性の著しく高い建築物について、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

5 ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

6 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

7 被災建築物の安全対策

- (1) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。
- (2) 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- (3) 道及び市町村は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第2 崖地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、崖地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第14節 土砂災害予防計画

本節については、一般災害防災計画編「第4章 第7節 土砂災害予防計画」を準用する。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 液状化対策の推進

町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

第2 液状化の対策

町、道及び防災関係機関の実施する液状化対策は、大別して次のような対策が考えられる。

- 1 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- 2 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- 3 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

第3 液状化対策の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

本節については、一般災害防災計画編「第4章 第16節 積雪・寒冷対策計画」を準用するほか、以下の災害防止対策を進める。

第1 積雪寒冷地に適した道路整備

町、国及び道は、地震の発生に伴う雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備に努める。

第2 雪崩危険箇所の整備

地震により崩落した斜面では、雪崩発生の危険性が高まることから、町は、道及び国の協力を得て、雪崩から町民の生命・財産を守るため、雪崩防止施設の整備に努める。

第17節 業務継続計画の策定

本節については、一般災害防災計画編「第4章 第19節 業務継続計画の策定」を準用する。

第18節 複合災害に関する計画

本節については、一般災害防災計画編「第4章 第18節複合災害に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

本節については、一般災害防災計画編「第3章 第2節 組織計画」を準用する。

第2節 地震・津波情報の伝達計画

地震・津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）（※）が発表される。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級が4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体に提供する。

また、町、放送事業者等は、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努める。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達する。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ適確な伝達手段を複合的に活用することにより、住民等への迅速かつ適確な伝達に努める。

3 地震に関する情報の種類及び内容

(1) 地震に関する情報の種類と内容

地震に関する情報の種類及び内容については、次のとおりである。

図表 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 加えて、震度3以上を観測した地域名と市

図表 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	発表内容
	・緊急地震速報（警報）発表時	町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表する場合がある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料は、次のとおりである。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 （詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発

	・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

第2 津波情報

1 津波警報等の種類

地震が発生したときには地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に「大津波警報」「津波警報」又は「津波注意報」（以下、本計画において「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表される。

- (1) 大津波警報及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

- (2) 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。
- (3) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。

2 津波警報等の発表方法

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

- (1) 大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報

図表 大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の表現	
大津波 警 報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで3mを 超える場合	10m 超 (10m を超える)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家 屋が全壊・流失し、人は津 波による流れに巻き込まれ る。沿岸部や川沿いにいる 人は、ただちに高台や避難 ビルなど安全な場所へ避難 する。 警報が解除されるまで安全 な場所から離れない。
		10m (5m を超え 10m 以下)		
		5m (3m を超え 5m 以下)		
津 波 警 報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで1mを 超え、3m 以下の 場合	3m (1m を超え 3m 以下)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波 が襲い、浸水被害が発生す る。人は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸部や川 沿いにいる人は、ただちに 高台や避難ビルなど安全な 場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全 な場所から離れない。
津 波 注意報	予想される津波の 最大波の高さが高 いところで0.2m 以 上、1m 以下の場 合であって、津波 による災害のおそ れがある場合	1m (0.2m 以上、1m 以下)	(表記しな い)	海の中では人は速い流れに 巻き込まれ、また、養殖い かだ流失し小型船舶が転 覆する。海の中にいる人た ちは、ただちに海から上 がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なの で行わない。 注意報が解除されるまで、 海に入ったり、海岸に近付 いたりしない。

(2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

図表 津波予報

	発表基準	発表内容
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため、 被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が ない旨を発表
	津波警報等の解除後も、海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後 も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留 意が必要である旨を発表

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達時刻等を津波情報で発表する。

図表 津波に関する情報

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、第2の2の（津波警報等の発表方法）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沿岸で観測された津波の最大波と発表内容＞

種類	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1mを超える	数値で発表

	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

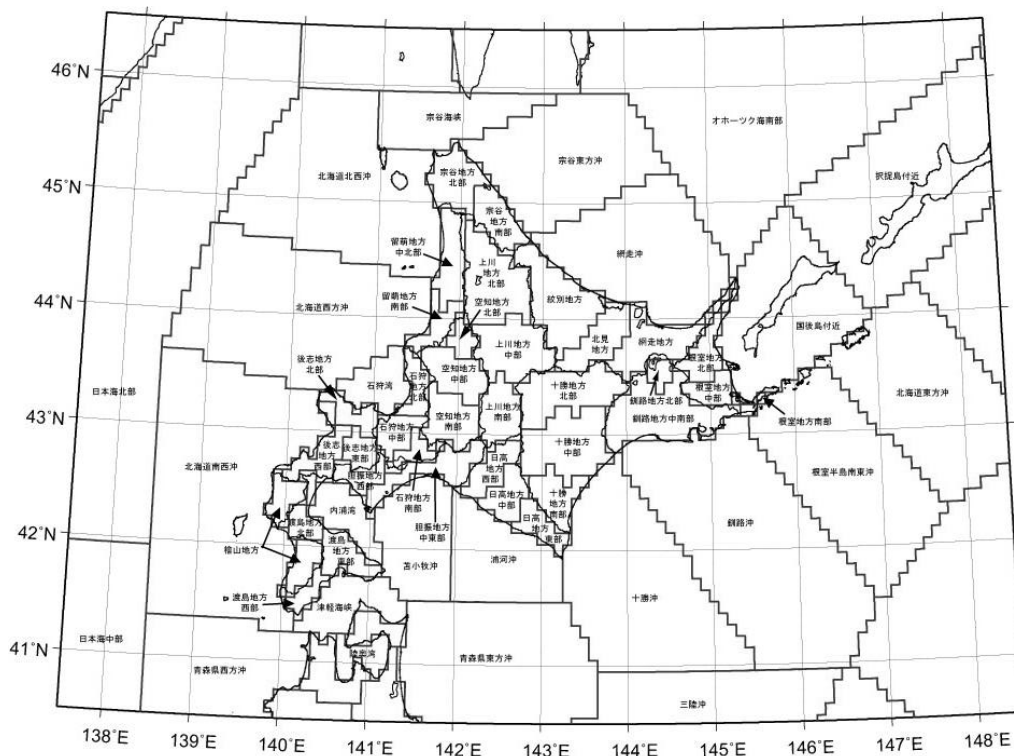
- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

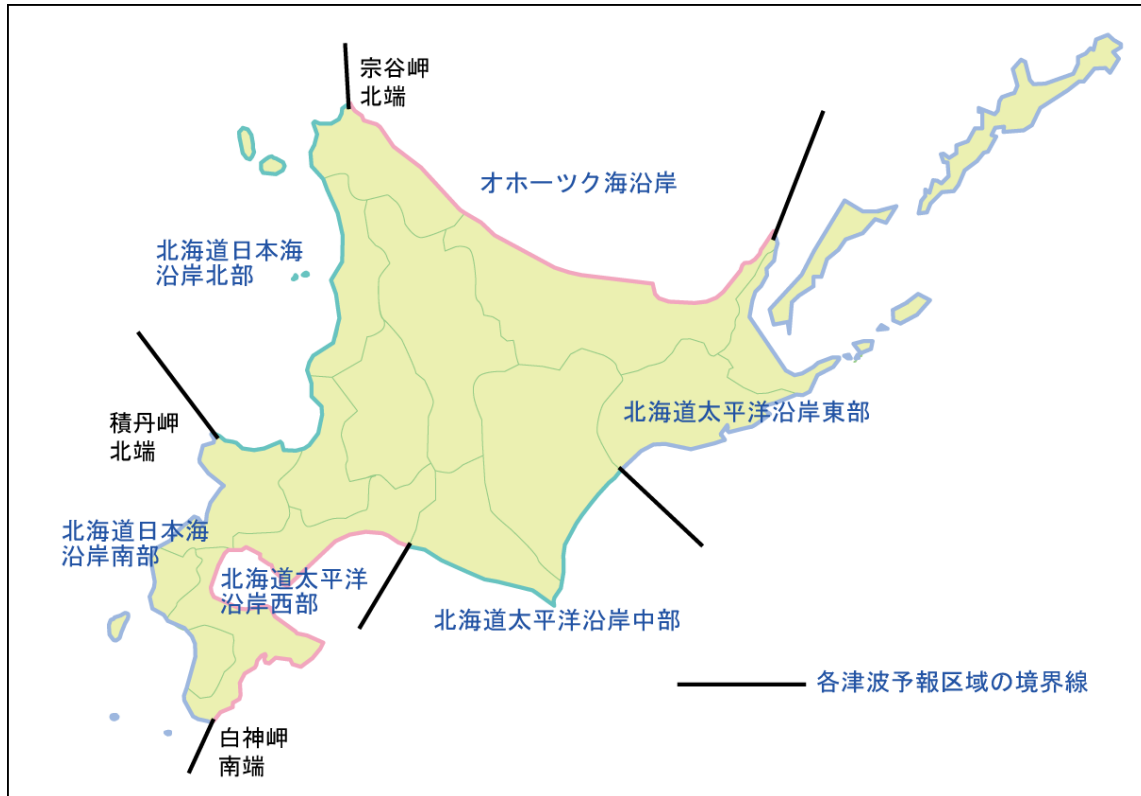
1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名



3 津波予報区



図表 津波予報区

津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部 ※1 古平町沿岸は、北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

第4 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統図は、一般災害防災計画編「第4章 第11節の第9(3) 津波の場合」による。

第5 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・気象庁震度階級関連解説表（資料10）
--

第6 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合の通報については、一般災害防災計画編「第3章 第2節 気象業務に関する計画 第11 異常現象を発見した場合の措置等」を準用する。

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、一般災害防災計画編「第4章 第8節 情報収集・伝達体制整備計画」及び同編「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のとおりである。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

1 町及び道は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等で受信した緊急地震速報を防災無線（戸別受信機を含む。）等により、住民等への伝達に努める。

2 町、道及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

3 道は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災、防犯に関する情報の取得及び緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置及び多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずる。

4 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

また、町、道等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

5 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、被災地への職員の派遣、各種通信手段の効果的活用等、多様な手段により被災情報等の把握に努める。

6 町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 町の報告

- (1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国(消防庁経由)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)
なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。
- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

第3 通信施設の整備の強化

町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備等の整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第3節 災害広報計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、一般災害防災計画編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用するほか、次のとおりである。

第1 避難誘導

火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、町長等は、次により避難指示を行う。

- 1 町長は、津波警報等津波の発生予報が発せられた場合、必要と認める沿岸地域の居住者、滞在者その他の者に対し、直ちに高台等の安全な場所へ避難するため、避難指示を行う。

避難指示の判断基準は次のとおりとする。また、避難指示は、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

図表 避難指示の判断基準

区 分	判断基準	
避難指示	地震災害	ア 震度4以上の地震が発生した場合
	津波災害	【発令基準】 ア 大津波警報が発表された場合 イ 津波警報が発表された場合 ウ 津波注意報が発表された場合 エ 津波警報等を適時に受けることが出来ない状況において、沿岸地域において強い揺れ（震度4程度以上）又は、1分間以上ゆっくりとした揺れを感じた場合 【避難対象区域】 ア 上記ア、エの場合：最大クラスの津波により浸水が想定される区域 イ 上記イの場合：海岸堤防等がない又は海岸堤防が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域 ウ 上記ウの場合：海外堤防等より海側の区域

- 2 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者（災害時要援護者）の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合を想定して、町は避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう、各地域で合意形成を図る。

- 3 町職員、消防職・団員、水防団員、警察官等、避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間等を考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定める。

なお、行動ルールや退避の判断基準は、住民等に周知するとともに、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて見直す。

第6節 救助救出計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、一般災害防災計画編「第4章 第10節 消防計画」及び「第8章 第6節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、次のとおりである。

第1 消防活動体制の整備

町は、地域における地震災害を防ぎ、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備する。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ次に掲げる危険区域を把握、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に応援協力をする。

第4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防ぎ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。計画の基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅地における火災の多発に伴い集中的消火活動は困難であり、又、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等、多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

津波警報等が発表され、又は津波発生時の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、一般災害防災計画編「第5章 第4節 応急措置実施計画」に準ずるほか、次のとおりである。

第1 津波警戒体制の確立

町など次の機関は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え、必要な警戒体制をとる。

1 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等、警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等の警戒に当たる。

2 北海道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒に当たるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 北海道警察

気象庁が津波警報等を発表した場合等は、速やかに余市警察署を通じて町に警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等の必要な措置を実施する。

4 小樽海上保安部

緊急通信等により、船舶に対し、津波警報等を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等の警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

1 町（北後志消防組合古平支署）

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行うとともに、指示等の解除に当たっては、住民に安全性の確認に努める。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台等に緊急避難するよう伝達する。

2 北海道

町が災害の発生により、避難指示等を行うことができない場合、知事は、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

また、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。そして、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

3 北海道警察

気象庁が津波警報等を発表した場合等は、速やかに余市警察署を通じて町に警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は避難誘導、交通規制等の必要な措置を実施する。

4 小樽海上保安部

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

第3 災害情報の収集

道、北海道警察及び小樽海上保安部は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

第9節 災害警備計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

第10節 交通応急対策計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第11節 輸送計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

第12節 航空機及び無人航空機活用計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第8節 航空機及び無人航空機活用計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

第14節 給水計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第16節 給水計画」を準用する。

第15節 衣料・生活必需物資供給計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第16節 石油類燃料供給計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第19節 電力施設災害応急計画」「第5章 第20節 ガス施設災害応急計画」及び「第5章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、震災時の対応として掲げる事項は、次のとおりである。

第1 通信

1 応急復旧

東日本電信電話（株）北海道支店、（株）NTTドコモ北海道などの電気通信事業者は、地震・津波災害時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講じる。

2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努める。

3 放送

NHKなど放送機関は、地震・津波災害時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに 応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずる。

第18節 医療救護計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

第19節 防疫計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第20節 廃棄物処理等計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第30節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第21節 家庭動物対策計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第28節 家庭動物対策計画」を準用する。

第22節 文教対策計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第26節 文教対策計画」を準用する。

第23節 住宅対策計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第24節 住宅対策計画」を準用する。

第 24 節 被災建築物安全対策計画

一般災害防災計画編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、特に被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

第 1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

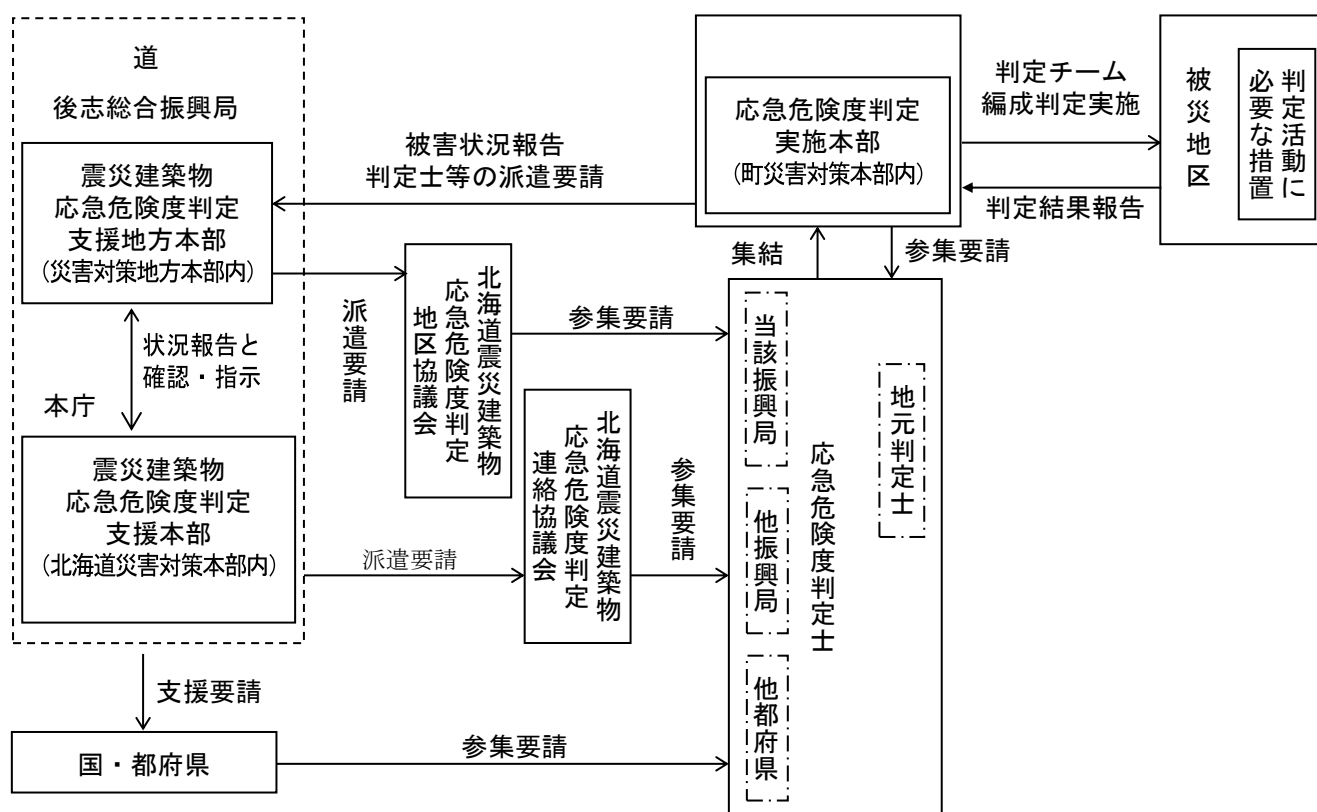
1 活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

また、道は、建築技術者の派遣等により、積極的に町の活動を支援する。

図表 判定活動の体制



第2 応急危険度判定の基本的事項

1 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

3 判定対象建築物

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、次の3段階で判定を行う。

判定結果を3色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

図表 被災建築物の危険度判定結果の表示

区 分	表示方法	判定内容
危 険	赤のステッカーを表示	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	黄のステッカーを表示	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	青のステッカーを表示	建築物の損傷が少ない場合である。

4 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

5 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、又、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 北海道及び市町村

道及び市町村は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3（42.0cm×29.7cm）以上の大きさで掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第25節 被災宅地安全対策計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第27節 障害物除去計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第28節 広域応援・受援計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第30節 災害ボランティアとの連携計画

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第31節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第31節 災害義援金募集（配分）計画

本節については、一般災害防災計画編「第9章 第3節 被災者援護計画 第4 災害義援金の募集及び配分」を準用する。

第32節 災害救助法の適用と実施

本節については、一般災害防災計画編「第5章 第34節 救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬・処理により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

この計画は、地震、津波が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

本節について以下に掲げる事項の他は、一般災害防災計画編「第9章 第1節 災害復旧」を準用する。

第2節 被災者援護計画

本節については、一般災害防災計画編「第9章 第3節 被災者援護計画」を準用する。

第3節 災害応急金融計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

第1 実施計画

1 一般住宅復興資金の確保

町は、道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

2 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

3 農林水産業等金融対策

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、公庫法等により融資等の支援を行う。

町は、道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

4 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

5 被災者生活再建支援金

道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

第2 財政対策

町、道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

また、指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

第3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努める。

沿 革

平成27年3月	策 定
平成29年3月	改 定
平成30年3月	改 定
令和2年 1月	改 定
令和3年 3月	改 定
令和4年 3月	改 定
令和5年 5月	改 定
令和6年 3月	改 定
令和7年 4月	改 定

古平町地域防災計画

(地震・津波防災計画編)

発 行

令和7年4月

発 行 人

古平町防災会議

(事務局)

古平町 企画課

問い合わせ先：企画防災係

電話：0135-48-9836

FAX：0135-42-3583